

唾液PCR検査サービス利用約款（検査対象者向け）

SB新型コロナウイルス検査センター株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する唾液PCR検査（以下「本検査」といいます。）を受ける対象者（以下「対象者」といいます。）には、この「唾液PCR検査サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）の内容に同意を頂いております。

本約款の内容に同意しない方は、本検査を受けることはできませんので、申込者（以下に定義します。）にその旨をお申し出ください。なお、本検査を受けないことをもって、対象者が申込者から不利益な扱いを受けることはありません。

1. 検査の概要と目的

本検査の申込を行っている法人又は自治体（以下「申込者」といいます。）は、職場又は自治体の環境適正化を目指した唾液PCRによる新型コロナウイルス感染症の感染管理に関して、(i)当社が実施する研究に対する協力を行い、又は、(ii)安全な環境の維持及び申込者の役職員その他関係者の健康管理並びに事業の円滑な運営のために、当社に対して本検査の申込みを行っています。

本検査は、上記の申込者からの申込みに基づき、当社から申込者に対して提供されるものです。

2. 医療行為への非該当性

本検査は、対象者の唾液を採取して、唾液内に新型コロナウイルスが含まれるか否かについて判定するものです。したがって、本検査及び本検査の結果に関する情報（以下「検査データ」といいます。）を提供する行為は、医療行為に該当するものではなく、本検査の結果により新型コロナウイルス感染症罹患の有無を診断するものではないことについてご理解、ご同意頂いた上で、本検査を受けて頂きます。

3. 申込条件

本検査は、対象者のうち、本約款および当社が定めるプライバシーポリシーに同意した方が受け取ることができます。なお、実際に検査試料を提出頂いた方（以下「被検者」とい

ます。)が対象者ではない場合、当社は対象者及び当該被検者に関する検査データを開示しません。

当社は、次のいずれかに該当する場合、対象者に関する申込者による本検査の申込みを受け付けないことがあります。この場合、提出された検査試料は当社の定める方法により廃棄されます。

- ・本検査の実施に関する被検者の同意又はあらかじめ当社が指定する事項の提出がないとき
- ・本件検体が、検査会社の指定日時以外の日時に、検査会社に到着したとき
- ・検査試料を採取する時点において、被検者が、新型コロナウイルス感染症と診断された者又は同感染症と診断された者との濃厚接触者、若しくは、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状又は軽い風邪症状や微熱が4日以上続く者であるとき
- ・本検査に対する申込内容又は登録内容と検査試料情報が一致しないとき
- ・対象者以外の方から検査試料が採取されたと疑われるとき
- ・当社所定の方法以外の方法により検査試料が採取、保存又は配送されたとき
- ・検査試料が検査に適していないとき
- ・その他当社が不相当と判断したとき

4. 検査試料及び検査データの取扱いについて

本検査で使用する検査試料（唾液）は、被検者自ら、指定の採取機器に採取します。

検査試料を採取する会場の環境整備は、申込者の責任にて実施されるものであり、当社はこれに関与しません。当社は、検査試料採取完了後に行われる本検査の実施に関する業務（被検者が申込者に提出した検査試料の回収、輸送及び管理、検査の実施、並びに検査データの申込者への提供）のみを行います。

通知された検査データは、申込者の指示に従って、対象者及び被検者の自己責任にてご利用ください。

5. 同意の撤回

対象者及び被検者は、所属法人に対してお申しいただくことで、本検査を受けることについての同意をいつでも撤回することができます。

当社が、対象者又は被検者からの申出に基づいて、所属法人から同意の撤回を受け付けた場合、当社は、検査前であれば検査試料を破棄し、検査後であれば検査データの利用を停止し、検査データを破棄します。ただし、個人を識別できない形式での対象者又は被検者に関する情報若しくは検査データのうち、既に研究調査に使用されているものについては、利用を継続します。

6. 個人情報管理

当社は、申込者から、検査試料、検体ID（検査試料ごとに割り当てられた識別コードをいいます。）、その他特定の個人を識別できない形式での対象者及び被検者に関する情報のみを受領し、対象者及び被検者について特定の個人を識別できる情報は取得しません。

当社は、研究及び公益目的のため、医療機関を含む研究機関及び行政等に対し、特定の個人を識別できない形式で、検査結果を提供し、又は公表を行うことがあります。

当社は、上記以外の目的での情報提供は一切行いません。

7. 免責事項

本検査は医療行為又はこれに準ずる行為に該当するものではなく、本検査で得られる情報は医師による診断に置き換えられるものや補充するものではありません。当社は、検査データの内容及びその他本検査により提供される情報に起因して、対象者、被検者又は第三者に発生した損害について責任を負いません。

当社は、本検査に関連して申込者が実施する業務（本検査の申込受付業務、検査試料を採取する会場の整備及び結果通知業務を含みます。）について、対象者、被検者又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

当社は、以下の事由により対象者、被検者又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

- ・ 申込者、対象者又は被検者が、本検査を新型コロナウイルス感染症の診断を目的として利用したとき
- ・ 申込者、対象者又は被検者の責に帰すべき事由によって、本検査の申込みの受付ができなかったとき

- ・ 申込者、対象者又は被検者が、当社が指定した検査試料の採取機器以外の採取機器を使用したとき
- ・ 申込者、対象者又は被検者が、当社の指定した方法以外の方法により、検査試料の採取、保存、配送等をしたとき
- ・ 配送業者による配送サービスの遅延や誤配送等が発生したとき
- ・ 検査試料の劣化又は不足等により検査データが得られなかったとき
- ・ 当社の責めに帰すべき事由によらず、検査データが棄損又は滅失したとき
- ・ 申込者、対象者又は被検者が、検査データを第三者へ知らせたとき
- ・ 技術及び研究の進展により、検査データにおいて提供される情報に変更が生じたとき
- ・ 天災事変その他の不可抗力が発生したとき

8. 本約款の変更

当社は、民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき、本約款を変更するものとします。本約款を変更する場合には、当社は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び効力発生日を、ホームページでの公表、対象者及び被検者への通知、その他の適切な方法により事前に周知します。

最終改定日 2021年1月12日

SB新型コロナウイルス検査センター株式会社